

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一の六（略）</p> <p>一の七（略）</p> <p>一の八 五―イソシアナト―（イソシアナトメチル）― 三・三―トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤</p> <p>一の九（略）</p> <p>一の十（略）</p> <p>二の六の五（略）</p> <p>六の六（略）</p> <p>六の七 二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の八（略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一の六（略）</p> <p>一の七 アルカノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム―二・四―ジニトロ―六―（―メチルプロピル）―フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。</p> <p>（新設）</p> <p>一の八 O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド（別名イソフェンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O―エチル―O―（二―イソプロポキシカルボニルフェニル）―N―イソプロピルチオホルアミド五％以下を含有するものを除く。</p> <p>一の九（略）</p> <p>二の六の五（略）</p> <p>六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の七 三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤</p>

六の九〇六の十五 (略)

七〇十の二 (略)

十の三 (略)

十の四 (ジクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十の五 (略)

十一〇十九の三 (略)

十九の四 (略)

十九の五 (トリクロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

十九の七 (略)

二十〇二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 ビス(四―イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤

二十二の三 (略)

二十三 (略)

二十三の二 (略)

六の八〇六の十四 (略)

七〇十の二 (略)

十の三一・三―ジクロロプロパン―二―オール及びこれを含有する製剤

(新設)

十の四 二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。

十一〇十九の三 (略)

十九の四 一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート六五%以下を含有するものを除く。

(新設)

十九の五 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤

十九の六 (略)

二十〇二十一 (略)

二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤

(新設)

二十二の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチル

Ⅱホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル)ⅡO―エチルⅡホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。

二十三 (略)

二十三の二 ヒドラジン